

# 認定・登録制度を活用した 林業事業体の育成について

令和5年6月30日

大分県林務管理課 林業経営支援班

## ●認定・登録制度の種類

認定林業事業体

登録林業経営体

育成林業経営体

## ●認定林業事業体とは

項目	内 容
開始年度	平成8年～
根拠法令等	<p>林業労働力の確保の促進に関する法律</p> <p>【第5条】 労働環境の改善、募集方法の改善その他の<u>雇用管理の改善</u>及び 森林施業の機械化その他の<u>事業の合理化</u>を <u>一体的に図る</u>ための計画を作成し、県知事の認定を受けることができる。</p>
主な認定要件	<p>(申請要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常雇用の林業労働者<u>2名以上</u></li> <li>・<u>1年以上</u>の事業実績</li> <li>・<u>労災保険(林業)</u>への加入 など</li> </ul> <p>(計画の認定要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種保険への加入</li> <li>・就業規則の作成</li> <li>・常雇用の林業労働者<u>3名以上</u></li> <li>・素材生産<u>2千m³/年</u>以上または造林等面積<u>20ha</u>以上 など</li> </ul>

※R5.2月に認定要領が一部改正されています。

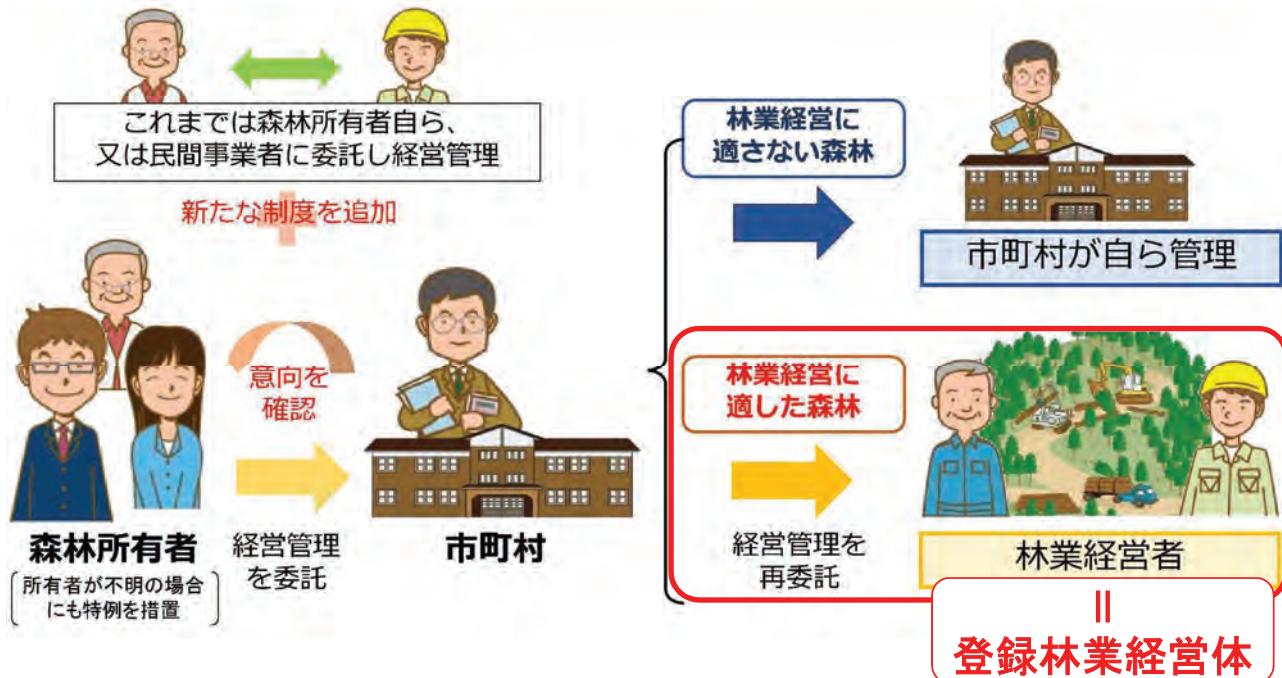
## ●登録・育成林業経営体とは

項目	登録林業経営体	育成林業経営体
開始年度	令和元年～	
根拠法令等	<p>森林経営管理法</p> <p>【第36条】 都道府県は、定期的に、都道府県が定める区域ごとに、経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募するものとする。</p>	<p>林野庁長官通知 (林業経営体の育成についてH30.2.6) 【3の(2)】 都道府県は、当該基準を満たす(登録林業経営体を目指す)林業経営体を、定期的に、育成を図る林業経営体として選定するものとする。</p>
主な選定要件	<p>①3年以上の事業実績</p> <p>②各種保険の完備</p> <p>③就業規則の完備</p> <p>④素材生産量を<u>2割以上増加させる目標</u><sup>※1</sup>を有すること ※1 現状で<u>1万m³/年</u>に達している場合は現状以上となる目標</p> <p>⑤<u>再造林の実施体制を有すること</u> <u>主伐面積の8割以上を再造林する計画を有すること</u></p> <p>⑥経営実績及び将来の経営が安定していると判断されること</p>	

※R5.2月に実施要領が一部改正されています。

## ●森林経営管理法とは

- 経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進



## ●事業体の育成に係る支援策

項目	認定林業事業体	登録林業経営体	育成林業経営体
雇用管理改善	・社会保険料等の助成 ・若年新規労働者の雇用に係る助成 ・労働安全・就業環境改善に対する助成		
事業の合理化	・高性能林業機械の貸付 ・経営強化研修		
機械導入支援	・高性能林業機械の導入(リース)	・高性能林業機械の導入(購入) ・森林施業省力化機械の導入(資材運搬用ドローン等)	
研修支援	・緑の雇用事業 ・造林OJT研修 ・安全研修 ・林業研修所で実施している研修等の優先受講		

※森林ネット・県森連支援含む。

## ●事業体の育成に係る支援策【労働安全・就業環境改善】

対象事業体等	事業名	内 容
認定林業事業体	林業就労環境改善事業	就業環境を改善するための施設整備及び装備等の経費助成 ※無線機、空調服、 <u>電動林業機械</u> 、 <u>電子林尺</u> 、 <u>機械式くさび</u> 、 <u>アースオーガ</u> 、 <u>防護靴</u> 、 <u>軽油・灯油運搬機</u> 等
	蜂毒抗体検査事業	蜂毒抗体検査費及び自己注射薬整備費の助成
認定林業事業体 (一人親方含む) 伐採作業従事者	高性能林業機械VR研修	ハーベスタシミュレータ操作研修
	林業振動障害特殊健康診断促進事業	振動障害特殊健康診断の受診補助

※詳細については県庁林務管理課又は各振興局へお尋ねください。

## ●事業体の育成に係る支援策【機械関係】

項目	内 容
高性能林業機械導入支援	補助率:1/3以内 (スイングヤーダ、ロングリーチハーベスター・ロングリーチグラップル、タワーヤーダは 4/10以内) 主な要件:①事業実施5年以内に素材生産7%増(R4要件) ②過去に実施した導入事業の目標を達成していること 等
高性能林業機械リース支援	補助率:1/2以内(補助上限200万円) 主な要件:・100m <sup>3</sup> /月・台以上の素材生産 ・雇用保険、退職共済への加入 ・以下のいずれかの要件を満たすこと 等 ①認定後3年未満の事業体 ②3年内に登録林業経営体へ移行を目指す ③免許取得3年内の就業者のOJT研修に用いる 対象機械:高性能性能林業機械、グラップル等
森林施業省力化機械導入支援	補助率:1/2以内(補助上限250万円未満) 主な要件:導入の翌年度に造林面積等を前年度より10%以上増加 等 対象機械:下刈アタッチメント、グラップルソー、 <u>レーザースキナー</u> 、 <u>調査用ドローン</u> 、 <u>GNSS測量機</u> 等

※市町村の間接事業含む。

※詳細については県庁林務管理課又は各振興局へお尋ねください。

## ●事業体の育成に係る支援策【新規研修】

研修名	目的	概要
林業機械メンテナンス講習	林業機械大手メーカーから講師を招聘し、高性能林業機械のメンテナンス対応ができる人材の育成。	受講人数:10名(公募により選定) 研修場所:林業研修所 日 程 :3日間(R6/1/30~2/1を予定) 使用機械:フォワーダ、プロセッサ
伐木安全リーダー育成研修	チェーンソーの操作技術と安全動作を重視した伐採技術を習得した伐木安全リーダーの育成、および、その技術の普及。	受講人数:6名(公募により選定) 研修場所:林業研修所、県内山林 日 程:4日間 ①林業研修所における集合研修(R6/10/17-18を予定) ②事業体等における出張研修(1日間*2カ所)

※受講者は公募します。

受講を希望される場合は、事前に県庁林務管理課又は各振興局へ連絡願います。



## ●林業就業者確保・育成対策

情報収集期（就業体験・相談）	就業準備期	就業初期	フォローアップ
【総】就業情報の発信（県・県補助） (実施主体)林務管理課 (内容)ポスター等による林業の紹介 就業ガイダンスでのPR	【総】おおいた林業アカデミー（県補助） (実施主体)森林ネットおおいた (内容)林業就業希望者を対象とした林業の知識・技術を習得するための1年間の研修(無料) (給付金) ○緑の青年就業準備給付金（県補助） (要件)就業時45歳未満のアカデミー生 (内容)12万9千円/月×11ヶ月(141.9万円) ○中高年移住推進給付金（県・市町補助） (要件)就業時45歳以上55歳未満の県外から移住してきたアカデミー生 (内容)9万円/月×11ヶ月(100万円)	【総】「緑の雇用」森林作業士研修(国委託) (実施主体)県森林組合連合会⇒認定林業事業体※集合研修:森林ネットおおいた (内容)林業就業2年未満の者を対象にした集合研修の実施及びOJT研修を行う認定林業事業体へ 【拡】再造林担い手確保支援事業（県補助） (実施主体)県・市町村⇒認定林業事業体 (内容)①造林作業に従事し2年未満の者に対するOJT研修(最大10ヶ月)を行いう事業体に賃金補助9万円/月(県45千円、市町45千円)	【総】「緑の雇用」現場技術者キャリアアップ対策(国委託) (実施主体)森林ネットおおいた (内容)林業就業5年・10年以上の者を対象にした指導者育成研修を実施 ○林業就業年数5年以上:フォレストリーダー ○ 10年以上:フォレストマネージャー
【総】若手林業後継者就業促進事業(県補助) (実施主体)林務管理課 (内容)日田林工生徒を対象にした林業体験・伐木技術習得研修	【総】林業研修所サービス改善提案事業 (実施主体)指定管理者(森林ネットおおいた) (内容)高校生を対象にした林業職見学会	【総】造林就業支援講習（県委託） (実施主体)林務管理課 (内容)就業希望者を対象にした植栽・下刈研修	【総】林業アカデミーフォローアップ研修（県補助） (実施主体)森林ネットおおいた (内容)アカデミー前年卒業生・雇用事業体への個別訪問及び在校生との意見交換を実施
【総】おおいた林業アカデミー <sup>オープンキャンパス</sup> （県補助） (実施主体)森林ネットおおいた (内容)入校希望者を対象にした見学会	【総】「緑の雇用」トライアル雇用研修(国委託) (実施主体)県森林組合連合会⇒認定林業事業体 (内容)3ヶ月の短期雇用OJT研修を行なう認定事業体への賃金補助9万円/月	【総】現場対応型技術習得研修（県委託） (内容)ハーベスターVRシミュレータ研修	【総】①高性能林業機械の導入支援（国補助）県⇒選定経営体 森林生産力の強化と再造林の徹底を目指す事業体に認定し購入費支援(国補助) ※肉付【新】②高性能林業機械リース支援(県補助)県⇒市町村⇒認定林業事業体(選定経営体除く) 規模拡大に取り組む。又は認定3年未満の県・市町・事業体に限定してリース料を支援(県1/4・市町1/4) ※肉付【新】③森林施設効率化機械の導入支援(県補助)県⇒市町村⇒登録林業経営体 造林作業の効率化に必要な森林施設効率化機械の導入支援(県1/4・市町1/4) ※肉付【新】④林業メンテナンス講習（県委託） 記念御所等への対応が可能な人材を育成するための機械メンテナンス講習を実施
【新】「緑の雇用」林業現場見学会(国委託) (実施主体)森林ネットおおいた (内容)新規就業希望者を対象にした林業体験ツアー	【総】林業就業支援講習（国委託） (実施主体)森林ネットおおいた (内容)就業希望者を対象とした20日間の林業基礎講習(無料)	太枠は、県実施  下線・赤字箇所は、R4からの変更点	【総】⑤林業就業環境改善支援（県補助）県⇒市町村⇒認定林業事業体 就業環境の改善を図る施設・設備の導入支援。(県:1/4、市町村1/4補助) 【総】⑥安全管理対策推進（蜂毒抗体検査）（県補助）県⇒認定林業事業体 林業作業従事者に対する蜂毒抗体検査及び自己注射器整備費の助成(定期) 【総】⑦振動障害特殊健康診断促進  ○労働力確保育成センター（森林ネットおおいた）事業 ※対象：認定林業事業体 ①福利厚生費への助成 社会保険、労災上乗せ保険料、申退共、林退共の添金助成(1/3補助) ②若年新規労働者に対する助成 30歳未満を常勤雇用した場合の助成(最長3年間 最大72万円/人)

## ●林業就業者確保・育成対策【WEB、SNS】

林業への新規就業にむけた情報発信サイト「もりジョブおおいた(FOREST JOB OITA)」を開設

種類	概要	URL、QRコード
WEB		<a href="https://ringyou.oita.jp/">https://ringyou.oita.jp/</a> 
SNS Instagram		<a href="https://www.instagram.com/forest.job.oita/">https://www.instagram.com/forest.job.oita/</a> 

昨今の豪雨等災害の頻発化、安全性確保に向けた意識の高まりを踏まえ、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行する路(集材路)についても、以下の基準を参考に、作設をお願いします。

### 作業道作設チェックリスト(抜粋)

林野庁では作業道作設チェックリスト例を作成しています。計画や作業前に確認し、要点を押さえた作業道開設を心がけて下さい!

- 豪雨時にいても人家等の保全対象に直接被害が及ぶおそれはありませんか?
- 林地傾斜が 35 度以下の箇所を通過するよう努めましたか?
- 急傾斜の 0 次谷や破碎帯を避けた路線となっていますか?
- 作業道の幅員は必要最小限ですか?
- 縦断勾配 10 度(18%)以下を基本としましたか?
- 土質に応じた施工方法ですか?
- 切土高 1.5m 以内を基本としましたか?
- 盛土の締固めは概ね 30cm の層毎に実施しましたか?
- 残土処理は適切な場所で計画しましたか?
- 小溪流の横断は洗越で施工しましたか?
- 維持管理責任者は明確になっていますか?

林野庁 森林整備部 整備課

路網整備の推進の最新情報はこちら→

### 森林作業道作設者心得

施業地周辺や下流域には人々の暮らし・生業があります。森林作業道作設者には、森林資源を活用しながら環境も守るという重要な責任があります。  
将来に向けて森林を整備していく重要な役割を担っていることを認識し、継続的な施業を心がめましょう！

#### 用語解説

0次谷：谷の上流部・集水域にある凹地形  
洪水流出・斜面崩壊・土石流発生源となりうる  
破碎帯：岩石が碎けれて多くの隙間を持った地層  
侵食谷や地すべりの原因となりうる  
マサ土：花崗岩が風化してできた砂状の土壤  
締固めが困難で非常に崩れやすい土質

### 路線選定

#### 要点① 作設適地を選定する

- ・周囲の保全対象に直接被害を及ぼさない場所、原則として傾斜 35 度以下の作設に適した地形の場所を選定
- ・地形図、航空写真、地質図など十分な事前情報を収集し、急傾斜の 0 次谷、破碎帯などの避けるべき箇所の見極めを
- ・植生・土質・湧水場所・微地形等の図面から読み取れない情報を現場でよく確認し、図上検討と現地踏査を繰り返しながら、無理のない線形に

CS 立体図を活用して危険地形の読み取り(0次谷)

出典：長野県 CS 立体図

要点② 縦断勾配 10 度(18%)以下を基本とする

・土地の制約等から必要な場合は、短区间に限り概ね 14 度(25%)  
・火山灰・軽石・マサ土などの条件が悪い土質の場合はさらに緩勾配に緩勾配で作設された道→



#### 要点③ 幅員は必要最小限の規格

・幅員は地形に応じて 2.5m~3.0m を基本とするが、必要最小限を心がけ  
・広幅員の作業道は伐開幅・切土盛土の土工量が大きく、風倒木発生の原因となり得る



### 切土盛土

#### 要点① 切土高は 1.5m 以内が望ましい

・高すぎる切土は、切土面が崩れる危険が高い。後工程の伐倒搬出作業にも支障が生じる  
← 高すぎる切土 → 適正な切高 →

#### 要点② 水が集まる所の盛土は厳禁

・小溪流や沢などの水が集まる箇所では、盛土を避け、土場は設置しない  
谷に盛土した作業道の崩壊→

#### 要点③ 盛土の締固めが甘いとクラックや崩壊が発生

・盛土にクラックが発生すると、路床崩壊等につながり、大きな災害につながることもある  
・盛土は複数層に区分し、各層 30 cm 程度の厚さで十分に締め固め  
・マサ土のような締め固めにくい土質では、盛土部分と地山を区分けず、切土側の地山をほぐして、均一に転压

#### 要点④ 残土は適切に処理

・残土が出ないよう切土盛土を均衡させる  
・やむを得ず発生した残土は、盛土規制法等に則して処理

### 排水施設

#### 要点① 小まめな分散排水を

・路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を緩やかにし、かつ、波状にすることにより、こまめな分散排水を実施  
・これができない場合や水が集まる場合はこまめに排水施設を入れるなど工夫

#### 路面の侵食→

#### 要点② 小溪流の横断は洗越で施工

・小溪流の横断には、原則として洗越で施工

#### 要点③ 排水先の処理は入念に

・排水施設を設ける場合は、排水先を安定した尾根部や常水のある沢にするなど、路面に集まる雨水を安全、適切に処理  
・浸食を防止するため、岩や石で水たたきを設置するなどで處理



### 維持管理

・施業が終了した後も、路面洗掘や路肩崩壊が発生していないか確認・補修を行う  
・森林作業道台帳等を作成し管理主体を明確に